

【介護認定申請にかかる認定調査日の連絡と調査までの日数について】

平素は本市介護保険行政にご協力を賜りありがとうございます。
要介護・要支援認定に係る現状について、お知らせいたします。

認定申請を受理した方に順次調査日の連絡をさせていただき、認定調査を実施しているところではありますが、新規申請（令和8年4月申請件数：706件）と要支援から要介護への区分変更申請（令和8年4月申請件数：174件）の調査を行う市認定調査員について、定員15名のうち令和7年度末で5名が退職となり、その後も随時募集を続けているところではありますが、令和8年5月15日現在いまだ2名の欠員が生じている状況です。

本市としましては、適切な認定調査を実施すべく新たな認定調査員の確保に尽力しているところではありますが、いまだ体制は不安定であり、申請日から認定調査日の連絡までに2週間から1ヶ月、調査日までには1ヶ月から1か月半ほどの日数を要しております。

また認定調査後にも、認定調査票や主治医意見書等の確認を経て必要な書類が揃ってから、介護認定審査会で認定結果が確定されるまでには、さらに2週間ほどの日数を要しているところでございます。

皆さまにはご迷惑をおかけし申し訳ございませんが、認定申請から認定調査また認定結果確定までに日数を要している現状について、なにとぞご理解をいただきますようお願いいたします。

また事業所にご相談に来られた市民の方が認定申請を行われる場合には、このような状況をお伝えいただき、認定調査および認定結果の通知までに日数がかかる旨のご案内をいただければ幸いです。

ただし、がん等で心身の状況が急激に悪化する可能性があり、早期に介護保険サービスを利用される必要がある場合には、個別に介護認定課へご相談ください。

要介護等の認定を必要とされる方が早期に認定を受けられるよう、適正な要介護等認定申請にご協力をお願いいたします。